

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）2月28日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る基礎賦課総額」を「基礎賦課総額」に、「一般被保険者に係る基礎控除後」を「被保険者に係る基礎控除後」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2から第13条の4の2までを削る。

第14条第1項中「又は13条の2」、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。次項及び第14条の7第1項において同じ。）」、「それぞれ」及び「又は政令附則第4条第2項第6号」を削り、同条第2項中「又は13条の2」を削る。

第14条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「であつて、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同項第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条2の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の2の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削る。

第14条の2の4の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」

に改める。

第14条の2の5から第14条の2の8までを次のように改める。

第14条の2の5から第14条の2の8まで 削除

第14条の2の9第1項中「又は第14条の2の5」、「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の2の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。次項及び第14条の7において同じ。）」、「それぞれ」及び「又は政令附則第4条第3項第6号」を削り、同条第2項中「又は第14条の2の5」を削る。

第14条の2の10第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の4中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の7第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」及び「若しくは第14条の2の5」を削る。

第14条の7の2第1項中「額又は第13条の4に規定する」を削り、同条第3項中「又は第13条の4」及び「又は第14条の2の7」を削る。

第14条の7の3第1項中「又は第13条の2」を削り、同条第2項中「又は第13条の2」及び「又は第14条の2の5」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」を削る。

附則第11項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、附則中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、附則第19項中「第16項」を「第15項」に、「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第20項中「第16項」を「第15項」に、「第17項」を「第16項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第21項中「第16項、第19項ただし書き」を「第15項、第18項ただし書き」に改め、同項を附則第20項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法の一部が改正され、退職被保険者等の経過措置が廃止されたことに伴い、規定の整備をする必要による。